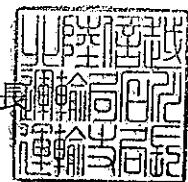




石運輸第969号の2
石運整第479号の2
平成25年12月26日

石川県内旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



交替運転者の配置基準2.（5）に規定する「デジタル式
運行記録計による運行管理」の取扱いについて

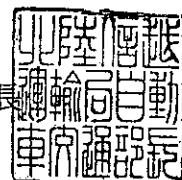
標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から
別紙写し（平成25年12月25日付け北信交監第184号、北信技保第97
号）のとおり通達があったことから、通知しますので了知願います。



北信交監第184号
北信技保第97号
平成25年12月25日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長



自動車技術安全部長



交替運転者の配置基準2.（5）に規定する「デジタル式運行記録計による運行管理」の取扱いについて

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成25年12月24日付け国自安第229号）のとおり通達があるので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



国自安第229号
平成25年12月24日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

交替運転者の配置基準2.（5）に規定する
「デジタル式運行記録計による運行管理」の取扱いについて

平成25年5月15日付で、旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部が改正され、夜間ワンマン運行に係る上限実車距離を原則400kmとする等の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準（以下「配置基準」という。）」が制定され、同年8月1日付で施行されたところである。

配置基準のうち、2.（5）「デジタル式運行記録計による運行管理」についての具体的な内容として、一定の実車距離を超えてワンマン運行を行う場合には、「当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器」を用いた運行管理を行うことが規定されているが、「これと同等の性能を有すると認められる機器」の取扱いについて、今般下記のとおりとするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

当分の間は、時刻、速度及び2時刻間における走行距離に関する運行データを電気信号として車外の電子ファイル保存装置（運行データの保存、画面表示及び出力ができるパーソナル・コンピュータ等の装置）に伝達する機能を有する機器について、配置基準2.（5）に規定する「これと同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

附 則

本取扱いは、平成26年1月1日から適用する。



国自安第229号
平成25年12月24日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

交替運転者の配置基準2.（5）に規定する
「デジタル式運行記録計による運行管理」の取扱いについて

平成25年5月15日付けて、旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部が改正され、夜間ワンマン運行に係る上限実車距離を原則400kmとする等の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準（以下「配置基準」という。）」が制定され、同年8月1日付けて施行されたところである。

配置基準のうち、2.（5）「デジタル式運行記録計による運行管理」についての具体的な内容として、一定の実車距離を超えてワンマン運行を行う場合には、「当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器」を用いた運行管理を行うことが規定されているが、「これと同等の性能を有すると認められる機器」の取扱いについて、今般下記のとおりとするので、遗漏のないように取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

当分の間は、時刻、速度及び2時刻間における走行距離に関する運行データを電気信号として車外の電子ファイル保存装置（運行データの保存、画面表示及び出力ができるパーソナル・コンピュータ等の装置）に伝達する機能を有する機器について、配置基準2.（5）に規定する「これと同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

附 則

本取扱いは、平成26年1月1日から適用する。

【別添】
国自安第229号の2
平成25年12月24日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

交替運転者の配置基準2.（5）に規定する
「デジタル式運行記録計による運行管理」の取扱いについて

標記について、本日付で、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国土交通省 交替運転者配置基準に係るデジタル式運行記録計の取扱いについて

デジタル式運行記録計の装着が義務付けられている運行

交替運転者の配置基準
(平成25年5月通達改正・平成26年1月施行)

新高速乗合バス(貸切受託運行含む)		貸切バス
夜間運行	実車距離400kmを超えるワンマン運行	実車距離400kmを超えるワンマン運行
一日の運行	合計実車距離500kmを超えるワンマン運行	合計実車距離600kmを超えるワンマン運行

道路交通車両の保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器

デジタル式運行記録計
による運行管理

当分の間

所定(左下枠内)の機能を有する機器



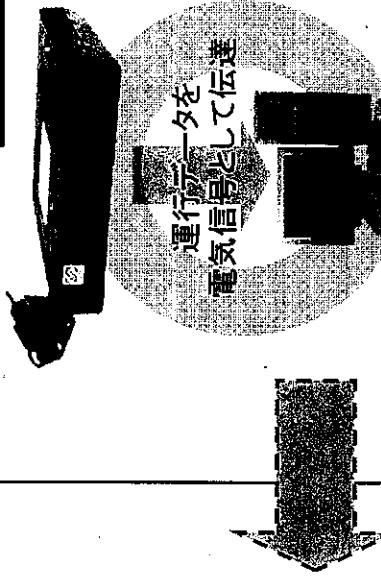
過労運転等の防止
(運転者)



電子ファイル保存装置

運行管理を実施
(運行管理者・補助者)

電子ファイル保存装置



当分の間は、時刻、速度及び2時刻間ににおける走行距離に関する運行データを電気信号として車外の電子ファイル保存装置(運行データの保存、画面表示及び出力ができるパソコン・コンピュータ等の装置)に伝達する機能を有する機器について、配置基準2.(5)に規定する「これと同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

交替運転者配置基準に係るデジタル式運行記録計の取扱いについて 国土交通省

- 交替運転者の配置基準（旅客解釈運用通達）における「保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器」ではないものの、所定の機能（前頁左下枠内参照）を有する機器については、当分の間は「同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

【イメージ】

当分の間は、所定の機能を有する機器について、「これ（デジタル式運行記録計）と同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

（例えば、EMS機器やドライブレコーダー、動態管理システム等についても、所定の機能を有していれば、これに含まれることとなる。）

保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計

両者のみが、法令上の「運行記録計」に該当（運輸規則第25条第4項において定義）

これ（デジタル式運行記録計）と同等の性能を有すると認められる機器

（現在把握しているものはない）

※ 当該取扱いは、交替運転者の配置基準に限った措置であることに留意すること。
※ 所定の機能を有する機器は、法令上の「運行記録計（運輸規則第25条第4項において定義）」には該当しないため、同規則第26条に規定する運行記録計による記録・保存を行つたことにはならず、別途、法令上の「運行記録計」による記録・保存が必要であることに留意すること。

○旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)抄

(乗務記録)

第二十五条 (略)

4 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり運転の交替がない場合に限る。）は、前二項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者ごとに記録さることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められた運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに記録による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間）保存しなければならない。

○道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)抄

(運行記録計)

第四十八条の二 (略)

2 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、二十四時間以上の継続した時間内において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関する基準に適合するものでなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)抄

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について(抄)

高速乗合バスの交替運転者の配置基準		貸切バスの交替運転者の配置基準
(略)	(略)	(略)
(5) デジタル式運行記録計による運行管理	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行なう事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同様の性能を有するデジタル式運行記録計等」と認めた運行機器（この表において「デジタル式運行記録計等」という。）を装着し、当該運行を行なう事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。

附 則(平成25年5月15日付け国自安第16号、国自旅第14号、国自整第24号)

改正後の通達は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5)を除き平成25年8月1日（高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許認可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合は、その運行を開始する日）から施行する。「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5)については平成26年1月1日から施行する。